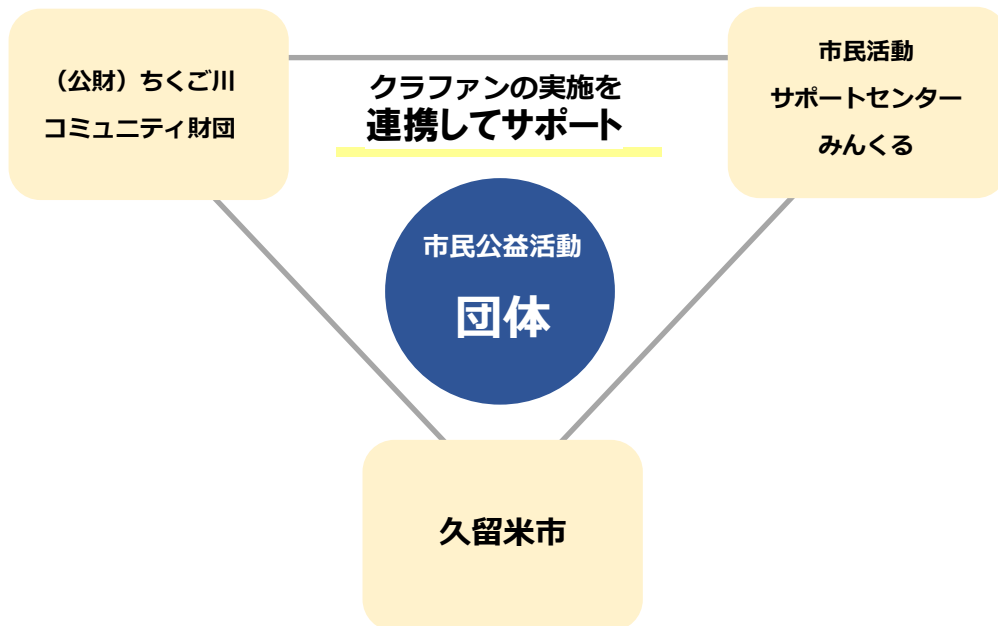


## 令和8年度 久留米市市民活動応援クラウドファンディング事業 申請の手引き

1	事業の概要	P1
2	対象団体	P3
3	対象事業	P3
4	対象経費	P3
5	提出書類	P4
6	相談・連絡先	P4
7	事業の採択	P4
8	事務の流れ	P5
9	留意事項	P7



### 久留米市 協働推進部 協働推進課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3(市庁舎7階)

TEL:0942-30-9064 FAX:0942-30-9706

E-mail: kyodo@city.kurume.lg.jp

市のHPはこちら



## 1 | 事業の概要

この事業は、市民公益活動団体が行う活動について、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施し、集まった寄附金を市が交付金として団体に交付することで団体の資金調達を支援するものです。

Q. クラウドファンディングとは？

A. 特定の事業を実施するために、インターネット等を通じて、不特定多数の人から資金調達をする仕組みです。

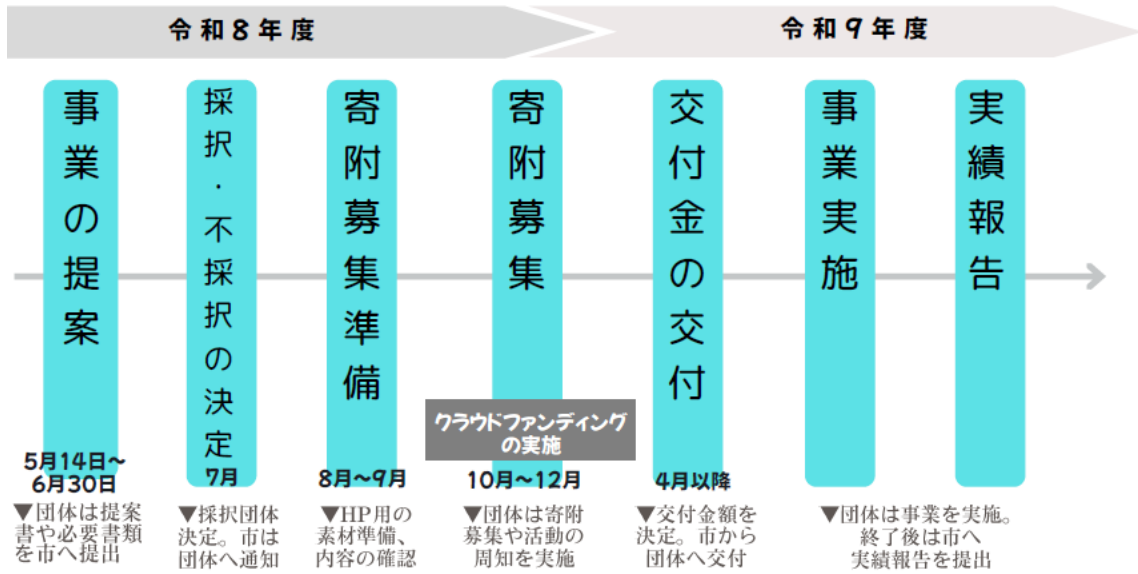
### (主な特長)

- 寄附金は、ふるさと納税制度の寄附控除の対象です。
- 市がホームページの編集を行います。団体と確認しながら進めていきます。
- 専門的知見を有する団体と連携してサポートします。
- ふるさと納税のサイトを利用するため、団体の活動について全国へ発信することができます。

事業提案	事業募集期間	令和8年5月14日(木)～令和8年6月30日(火)
	事業採択数	8事業程度(1団体につき1件まで)
寄附募集	寄附募集期間	令和8年10月1日(木)～令和8年12月31日(木)
	目標金額 (1件あたり)	100万円以上(市と協議のうえ決定)
	寄附への返礼品	なし(団体からのお礼状、活動報告の送付は可)
交付金交付 事業実施	交付金額	寄附総額から必要な手数料等を控除した額
	交付金交付時期	令和9年4月以降
	事業実施期間	交付金交付後～令和10年3月31日

※今後の状況により、スケジュール等を変更する場合があります。

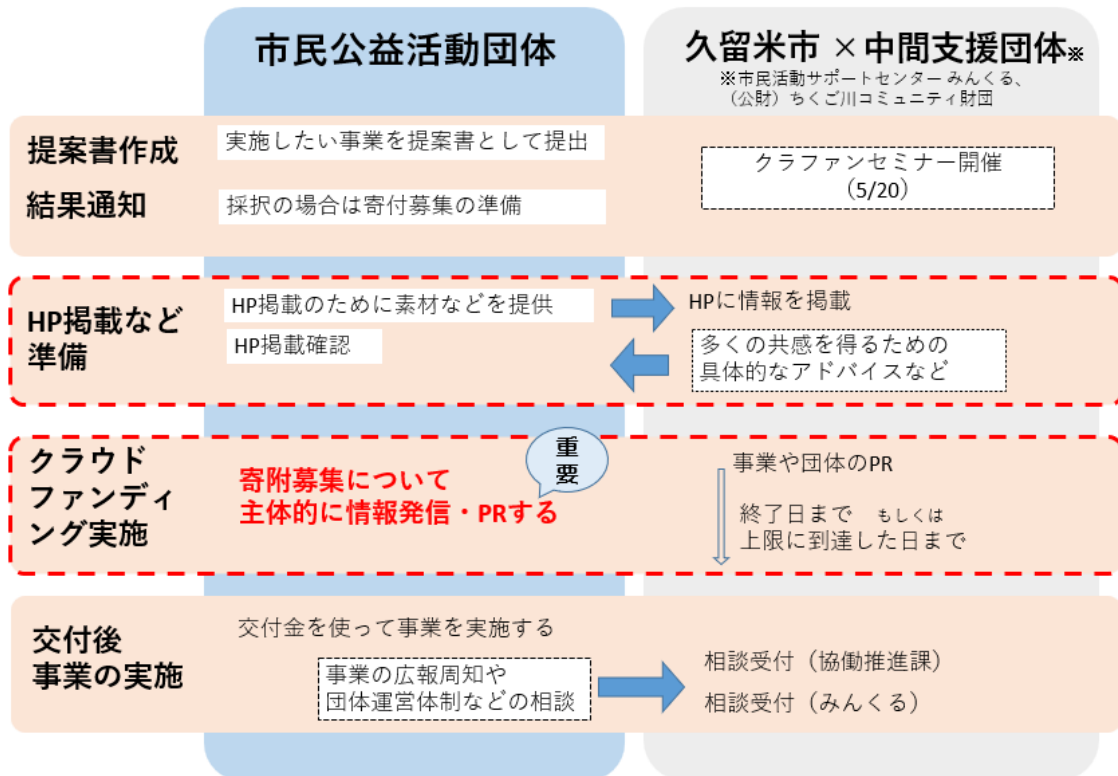
(主な流れ)



※詳細は「8事務の流れ」参照

クラウドファンディングに係るサポートのイメージ

久留米市（協働推進課）と中間支援団体（※）が各段階で支援します。



## 2 | 対象団体

### 市の補助金又は委託を受けた実績のある市民公益活動団体

#### 《対象の要件》

- (1) 主として市内において活動していること。
- (2) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (3) 5名以上の構成員を有すること。
- (4) 代表者が18歳以上であること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団、又は暴力団の構成員の統制の下にある団体でないこと。

## 3 | 対象事業

### 地域課題の解決等に取り組む市民活動

#### 《対象の要件》

- (1) 主たる効果が市内で生じる事業、又は主に市民を対象とした事業であること。
- (2) 市から委託を受けている事業でないこと。
- (3) 宗教、政治、又は営利を目的としない事業であること。
- (4) 上記の内容のほか、市長が適切でないとする事業でないこと。

## 4 | 対象経費

### 事業に直接必要となる経費（団体の運営経費等を除く）

※人件費や食材費など幅広く対象になります。

#### 《対象とならない経費》

- (1) 対象事業の実施に直接関係のない運営経費又は飲食費
- (2) 不動産や単価が著しく高額なもの、娯楽性が非常に高いもの
- (3) 対象事業期間外に発生した経費
- (4) 上記の内容のほか、市長が適切ではないとする経費

## 5 | 提出書類

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）  
    <<添付>> 過去の市補助金や委託の実績が分かる資料  
            （実績報告書、委託契約書の写しなど）
- (3) 団体調書（第3号様式）  
    <<添付>> 団体の活動概要が分かる資料  
            （会報、ホームページの画面印刷など）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 誓約書（第5号様式）
- (6) 市民公益活動団体の規約、会則又はこれに準ずるもの
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

## 6 | 相談・提出先

協働推進部 協働推進課へ持参・郵送・メール

〒830-8520 久留米市城南町15番地3（市庁舎7階）

TEL：0942-30-9064 FAX：0942-30-9706

E-mail: [kyodo@city.kurume.lg.jp](mailto:kyodo@city.kurume.lg.jp)

※来庁される場合は、事前にご連絡ください。

## 7 | 事業の採択

久留米市市民活動提案事業評価会議（以下「評価会議」という。）において、提案事業の審査を行います。

この審査結果を参考に、市が事業の採択・不採択を決定します。

※審査は申請団体によるプレゼンテーションにて行います。申請団体は、必ずプレゼンテーション用の資料を事前に協働推進課に提出のうえ、評価会議に参加してください。詳細な日時については、事業提案書等の提出期限後のご連絡となります。

## 8 | 事務の流れ

### 事業提案

#### 1 事業提案書等の提出

- 4ページ「5 提出書類」に記載の書類を郵送、持参またはメールで提出してください。
- ・ 期間：令和8年5月14日（木）～令和8年6月30日（火）
  - ※ 郵送の場合、令和8年6月30日（火）までの消印有効

#### 2 事業審査

- 評価会議において提案事業の審査を行います。
- ・ 審査実施時期：令和8年7月予定

#### 3 採択結果通知

- 市から事業の採択・不採択の結果を通知します。
- ・ 事業採択数：8事業程度（1団体につき1件まで）
  - ・ 採択された事業（以下、「採択事業」という。）の内容に変更が生じた場合は、事業内容変更（中止）承認申請書（第7号様式）を提出してください。

### 寄附募集準備

#### 4 サイト掲載の素材提出

- クラウドファンディングサイトのページ作成は市が行います。写真や文章等の素材を提供してください。
- ・ ページ作成にあたっては、市及びポータルサイト運営事業者と必要な事項について協議を行っていただきます。
  - ・ 上記協議の結果、採択事業の内容について、3ページ「3 対象事業」の要件を満たしていない等、採択事業として適当でない事由がある場合は、事業の採択を取り消し、寄附募集は行わないこととします。

#### 5 広報周知

- 寄附募集をするにあたり、積極的な広報周知を行っていただきます。
- ・ 周知の方法は一任しますので、幅広いPRをお願いします。
  - ・ 広報周知にあたっては、市も全面的に協力します。

## 寄附募集

### 6 寄附募集（クラウドファンディング）

- ・寄附募集期間：令和8年10月1日（木）～令和8年12月31日（木）
- ・目標金額（1件あたり）：100万円以上（市と協議のうえ決定）
- ・寄附金が目標金額に到達していない場合でも、上記寄附募集期間の末日をもって、寄附募集を終了します。
- ・寄附金が目標金額に到達した場合は、到達した時点をもって寄附募集を終了します。

### 7 お礼状の作成・送付

寄附者が、事業の採択を受けた市民公益活動団体（以下、「実施団体」という。）への個人情報提供に同意した場合は、寄附者宛てのお礼状を作成し、送付してください。

- ・お礼状は任意の様式で作成してください。
- ・寄附者への返礼品の贈呈はしないものとします。

### 8 寄附額の通知

寄附募集期間終了後、市から確定した寄附額を通知します。

- ・寄附額の確定により、事業計画書及び収支予算書を変更する必要があるときは、変更後の書類を提出してください。

## 交付金の交付（令和9年4月～）

### 9 交付金交付申請書の提出

別途指定する期日までに交付金交付申請書（第9号様式）を提出してください。

### 10 交付決定通知

交付金交付申請書の内容を審査し、交付金交付決定通知書をお送りします。

- ・事業は、交付金交付通知後に始めてください。
- ・交付決定日前に事業を実施した場合の経費は、対象になりませんのでご注意ください。

## 事業実施

### 11 事業実施

実施内容や事業の進み具合等について、市と随時情報の共有をお願いします。

## 事業終了後

### 12 実績報告

事業終了後は、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（第11号様式）
- (2) 成果報告書（第12号様式）
- (3) 収支決算書（第13号様式）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

## 9 | 留意事項

- ・ 交付金は原則、団体の口座に振り込むため、団体名義の口座を開設してください。
- ・ 採択事業を行う上で知りえた個人情報については、慎重に取り扱い、採択事業の目的以外に使用しないでください。
- ・ 採択事業は、個人情報を除き、市のホームページなどで広くお知らせします。また、実施の実現性等の観点から関係機関等へ照会を行う場合があります。
- ・ 提出書類は返却しません。あらかじめご了承ください。
- ・ 寄附金の募集や、採択事業の実施にあたり、各団体が市に提供する写真等のデータについては、市が広報等の目的でこれを使用することについて許諾を得たものとして扱います。

## よくある質問

### Q1 久留米市民からも寄附を集めることができますか。

- A 久留米市民からも寄附を集めることができます。久留米市民が寄附をした場合も、寄附金は税控除の対象となります。また、事業者からも寄附を集めることができます。

### Q2 寄附額が目標金額に到達しなかった場合、事業の実施は中止になりますか。

- A 寄附額が目標金額に到達しなかった場合でも、事業規模の縮小や、自己資金等を充当するなどにより、事業の実施に努めてください。

### Q3 集まった寄附金は、いつ交付されますか。

- A 翌年度に、寄附総額から必要な手数料等を控除した額を交付します。

### Q4 事業が採択された場合、翌年度も申請できますか。

- A 申請できます。ただし、同一団体が申請できるのは、初めに採択された年度から起算して連続する3年度までに限ります。また、同一年度において、採択事業に係る、市の他の補助金等の交付を申請することはできません。